

申請が必要な方

- 所得超過により児童手当を受給していない方
- 児童が高校生年代以上のため児童手当を受給していない方
- 児童手当を受給している方で、市外居住の高校生年代の児童がいる方
- 児童手当を受給している方で、過去にうきは市で手当を受給したことがない高校生年代の児童がいる方
- 大学生年代の児童（今年度中に19～22歳になる児童）を第1子としてカウントしたときに児童数が3人以上となる方

- ・支給月を年6回へ変更
- ・支払通知書（ハガキ）の廃止
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の支給額が3万円に増額、第3子以降のカウント対象を大学生年代まで拡充
- ・令和6年10月分（12月に支給）から児童手当制度の一部が改正されます。



※申請開始日や申請方法等の詳細は二次元コードからホームページをご確認ください →

児童手当が拡充
所得制限や年齢制限も緩和

		令和6年9月（10月支給分）まで	
支給対象		中学生まで（15歳になる年度の3月末まで）	
月額	0～2歳	15,000円	
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円
	中学生	10,000円	
	高校生	なし	
第3子以降のカウント対象		経済的負担※がある高校生まで（18歳になる年度の3月末まで）	
所得制限		あり	
支給月		年3回（2、6、10月）	
支払通知書の送付		あり	

		令和6年10月（12月支給分）から	
支給対象		高校生まで（18歳になる年度の3月末まで）	
月額	0～2歳	15,000円	
	3歳～小学生	10,000円	第3子以降 30,000円
	中学生	10,000円	10,000円
	高校生	なし	10,000円
第3子以降のカウント対象		経済的負担※がある大学生まで（22歳になる年度の3月末まで）	
所得制限		なし	
支給月		年6回（2、4、6、8、10、12月）	
支払通知書の送付		なし	

※経済的負担…子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親等が負っていること

入園説明会のお知らせ

8月24日（土）

受付 9:30～ 説明会 10:00～11:30
会場 吉井幼稚園 お遊戯室・保育室
内容 本園の概要および特色、各学年の保育内容、質疑応答
※子どもたちは別室でふれあい遊びをします



吉井幼稚園 ここが変わります！

- 令和6年2学期から自園調理給食が始まります！
- 令和7年度 幼稚園型認定こども園に移行予定（2歳児保育が始まります！）

ホームページやSNSもぜひご覧ください！

